

2023年1月改定のご案内

平素より東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社では、2023年1月1日以降始期契約より、総合生活保険およびサイバーリスク保険について、以下のとおり商品改定を実施いたします。このご案内では、主な改定点について、その概要を記載しております。改定内容についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただきますよう、何卒よろしく願いいたします。

■ 総合生活保険（傷害補償）

改定項目	概要
みなし通院における「ギプス等」の規定改定	通院日数にかかわる「ギプス等」の規定について、自賠責保険の支払基準に内容および表現を合わせます。

■ サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）

1. 金融機関特定危険不担保特約条項の全件付帯化

改定前は特定の業種のご契約にのみ付帯していた「金融機関特定危険不担保特約条項」を、すべてのご契約（情報漏えい限定補償プランのご契約を含みます。）に付帯します。本特約により、記名被保険者が金融業を営んでいる場合は、「為替変動、有価証券等の取引における誤発注等の事務ミス・取引の停止・遅延、有価証券等の損壊・消失等の金融機関特有の原因による損害」は補償対象外となります。

2. その他

上記のほか、用語の刷新や補償内容の明確化等の観点で、約款の改定を行います。

このご案内は、2023年1月改定内容の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、代理店または弊社からご案内差し上げるその他のパンフレット、「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がございましたら、代理店または弊社までお問い合わせください。